

2025年度第1回町田市子ども・子育て会議

議事要旨

【開催概要】

日時：2025年5月22日（木）18:00～19:55

会場：市庁舎 会議室3-2・3-3

【議事次第】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 町田市子ども・子育て会議委員紹介
- 4 担当課紹介
- 5 調査審議の依頼（諮問）
- 6 事務連絡
- 7 議題
意見交換「各関係者の立場において、子どもの声をどのように尊重しているか」
（資料1）
- 8 報告
 - (1) 2025年4月認可保育所等入所待機児童数について（資料2）
 - (2) 2025年4月1日現在の学童保育クラブ入会状況について（資料3）
 - (3) 2025年度に認可を予定する乳児等通園支援事業について（資料4）
 - (4) 東京都町田児童相談所の開設に伴う子ども家庭支援課の事務所移転及び連携の強化について（資料5）
 - (5) 2025年度「まちだコドマチ条例」普及・啓発について（資料6～7）
 - (6) 「町田市子どもマスタープラン25-34」の評価について（資料8）
 - (7) 2025年度町田市子ども・子育て会議 年間スケジュールについて
（資料9）
- 9 その他
- 10 閉会

【配布資料】

- 資料1 意見交換について
- 資料2 2025年4月認可保育所等入所待機児童数（確定値）について
- 資料3 2025年4月1日現在の学童保育クラブ入会状況について
- 資料4 2025年度に認可を予定する乳児等通園支援事業について
- 資料5 東京都町田児童相談所の開設に伴う子ども家庭支援課の事務所移転及び連携の強化について
- 資料6 2025年度「まちだコドマチ条例」普及・啓発について
- 資料7 2025年度「まちだコドマチ条例」普及啓発活動予定一覧
- 資料8 「町田市子どもマスタープラン25-34」の評価について
- 資料9 2025年度町田市子ども・子育て会議 年間スケジュール

2025年度第1回町田市子ども・子育て会議 委員出席者

子ども・子育て会議 委員

氏名	所属	出欠
◎鈴木 美枝子	玉川大学	出
○菅野 幸恵	青山学院大学	出
下尾 直子	洗足こども短期大学	出
駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	出
矢口 政仁	町田市私立幼稚園協会	出
関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	出
北澤 英明	町田市社会福祉協議会	出
畠中 勝美	町田市立小学校校長会	出
杉浦 元一	町田市立中学校校長会	出
旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	出
朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	出
中瀬 美帆	町田市立中学校PTA連合会	出
村野 明子	町田市医師会	出
松井 大輔	町田商工会議所	欠
井上 善史	市民	出
蓮池 真穂	市民	出
渡邊 蔵之介	市民	出
安藤 朝美	町田市青少年委員の会	出
酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	出

◎会長 ○副会長

備考：傍聴者（1名）

2025年度第1回町田市子ども・子育て会議 担当課出席者

氏 名	所 属
鈴木 亘	子ども生活部部長
香月 勇人	子ども生活部子ども総務課長
島崎 翔	子ども生活部児童青少年課長
三浦 啓史	子ども生活部保育・幼稚園課長
田中 茂明	子ども生活部子育て推進課長
堀 秀彰	子ども生活部子ども家庭支援課長
江成 裕司	子ども生活部子ども発達支援課長
遠藤 聡人	子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長
大山 聡	学校教育部指導室長

事務局：奥 雅文、深井 健央、福永 まりえ

【議事内容】

1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2025年度 第1回 町田市子ども・子育て会議を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、会議の欠席のご連絡をお伝えいたします（松井委員欠席）。担当課におきまして、保健予防課母子保健担当課長の山形が欠席となります。本日は半数以上の委員の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。また、議事要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

会議の公開について、本日は1名の方が傍聴を希望されています。特にご意見がなければ、公開するというところでよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課企画総務係長：それでは傍聴人の方の入室をお願いいたします。傍聴の方が入室されましたので、会議を進めさせていただきます。

今回は2025年度初めての会議のため、石阪市長にお越しいただいております。まずは、石阪市長からご挨拶をしていただきます。よろしく申し上げます。

2 市長あいさつ

〔市長あいさつ〕

3 町田市子ども・子育て会議委員紹介

子ども総務課企画総務係長：ありがとうございます。それでは続けさせていただきます。

町田市子ども・子育て会議の委員につきましては、委嘱期間が2年間で、今年度は2年目になりますので、原則、前年度と同じ委員の方に会議に参加いただいております。引き続きよろしく申し上げます。なお、新年度となり、2名の委員が交代されましたので紹介させていただきます。

まず、町田市社会福祉協議会から選任の叶内委員から、今回、北澤委員に交代となります。それでは北澤委員、一言お願いいたします。

〔北澤委員あいさつ〕

子ども総務課企画総務係長：続きまして、町田市立中学校PTA連合会から選任の大久保委員から、今回、中瀬委員に交代となります。それでは中瀬委員、一言お願いいたします。

〔中瀬委員あいさつ〕

4 担当課紹介

子ども総務課企画総務係長：ありがとうございます。続きまして、今年度の担当課につきましては、「町田市子ども・子育て会議担当課一覧」の資料をご覧ください。担当課の課長にも変更がございましたので、紹介させていただきます。

〔担当課紹介〕

5 調査審議の依頼（諮問）

〔市長から鈴木会長へ諮問書の交付〕

6 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：議題に入る前に、事務局から会議の運営についてお伝えいたします。会議の公開について、町田市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、原則公開いたします。しかし、審議内容によっては非公開とすることができます。会議の途中で傍聴の方が入退室されることがありますが、審議はそのまま続けさせていただきます。

議事要旨については、会議終了後に議事要旨案を事務局で作成いたします。作成されたものを、当日出席された委員全員に目を通していただき、確認後に確定することといたします。

会議で発言する際には、まず挙手をしていただき、会長に指名をされてから発言をお願いいたします。議事要旨作成のため、ご自身のお名前を述べていただいてから、発言をお願いいたします。

質問の際には、皆様から広くご意見をいただきたいと思いますので、なるべく1回の発言につき、1件の質問でお願いいたします。

それでは最後に、本日配付している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

■資料の確認

[資料1～9の確認]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、鈴木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

7 議題

意見交換「各関係者の立場において、子どもの声をどのように尊重しているか」

鈴木会長：今年度は2年目の委員の方がほとんどかと思いますが、新しい委員の方たちも、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど諮問書をいただきましたけれども、また皆様のお声をなるべく市政に届けることができると考えておりますので、どうぞ忌憚ないご発言をお願いしたいと思います。

それでは早速議題に入りたいと思います。「各関係者の立場において、子どもの声をどのように尊重しているか」をテーマに意見交換を行っていただきます。まずは、担当課から説明をお願いいたします。

[資料1の説明]

鈴木会長：それではここから意見交換に入りますが、全体で議論をしやすいするために、まずグループに分かれて15分程度お話しいただきたいと思います。

グループでの意見のまとめや発表の必要はございませんので、自由にお話してください。グループにつきましては、事務局の方であらかじめ席次表の委員のお名前の前に、丸や四角、星などの記号が付けてあるため、お話ししやすい位置に少し移動していただいてもよろしいかと思っております。

その後、全体でご発言をお願いできたらと思います。

それでは、グループのメンバーの方と意見交換をお願いいたします。

[グループ別意見交換]

鈴木会長：グループで意見交換いただき、ありがとうございました。違う職種の方たちとお話しする機会はなかなかないため、私も新鮮な気持ちでお話を聞かせていただきました。皆様から、グループでお話しいただいた内容も含めてご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢口委員：幼稚園や保育園の子どもは小さく、特に保育園では乳児もいるため、子ども自身から自発的な意見が出ることはなかなかありません。そのため、子どもと、私たち職員と、育てている保護者の方、それぞれの立場での視点がこれから重要になると思います。特に今、不適切保育なども課題となっているため、そういったことも含めて職員と話し合っていきたいと思います。

グループ内では、「子どもにやさしいまち」に近づいていると実感できるかを保護者に聞く機会があると良い、といった意見がありました。例えば、施設にアンケートボックスを設置して丸を付ける程度の簡単なアンケートを実施するなどし、これを年度ごとに更新していくような取組があると良いのではないかと、などの提案がありました。

畠中委員：学校では、行事、委員会、係活動、中学校での生徒会といった特別活動があり、子どもの声を尊重して活動しています。中学校では、校則の見直しや制服の問題などを活発に話されている学校が多いように思います。

また、障がいのある子どもたちには、先生が分かりやすく活動内容を示すことで、本人が納得して取り組めるようする、といった場面で子どもの声を尊重しています。

中瀬委員：子どもたちは、良い話、楽しい話などは自ら進んで話してくれますが、親として心配なことや、彼らの根にある困りごとなどは、進んで話すことはなかなかありません。そういったことを聞き出したいと思い、なるべく、キーワードのようなことを言ってくれるまで待つ姿勢でいるように心がけています。

他の立場の関係者に期待することについては、先生方は既に色々なことに取り組んでいただいて忙しくされているため、地域として、まち全体で見守り、子どもたちをサポートしていけるような動きができると良いと思います。

村野委員：医師会では、クリニックでの診療のほか、保育所・幼稚園や学校での健診に出向いていますが、まだ言葉を発しない乳児や、自分の気持ちを抑え込んだり抱え込んだりして言葉にできない子どももいるため、ちょっとした仕草や表情、ちょっと発した言葉などを気にかけるように心がけています。小児科ではアレ

ルギーや感染症の患者さんが多数を占めており、保護者との対話に時間をかけることが多く、子どもの声をじっくり聴こうとすると、他の患者さんをお待たせしてしまうことになるため、そういったところを迷いながら診療しています。子どもたちの声を聴きたいという思いはありますが、保護者、学校の先生、幼稚園の先生などの大人の意見に子どもが引っ張られてしまう部分もあるため、両者での意見が食い違くと、子どもの声が置き去りになってしまうと感じることもあります。保育や学校の現場では本当に良く取り組まれていると思うので、引き続き、子どもが話せる場という環境づくりに、医療者としても協力したいと考えています。

また、保護者の方には、引き続き、子どものちょっとした仕草や小さなサインにも気を配っていただけると良いと思います。

蓮池委員：中学生や高校生になると、なかなか本音が聞き出せなくなってくるため、簡単ではありませんが、子どもに寄り添って、子どもたちのタイミングを待っていくことが大事だ、といった内容をグループ内で共有しました。

保育園では、子どもたちの興味が反映された活動をしていただき、先生方に日々助けられての子育てだと思います。その中で、親同士も、子育てにもっと関わっていききたいという意見がありました。おむつのサブスクリプションや連絡帳のICT化など、負担を減らす便利なものは、ぜひたくさん取り入れていただきたいと思います。保護者自身も忙しいなりに、一緒に子どもを育てるという意味で保育園の先生方とタグを組みたい気持ちがあると思うため、日々のお迎えのときに、なるべく先生と会話をしたり、休日に保護者同士で出かけたり、子どもの遠足に保護者も一緒に行ったりするなど、そういった機会の中で、自分の子どもも地域の子どもも社会の子どもである、という思いが共有されていくと良いと思います。

駒津委員：私は弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属し、様々な活動を行っています。例えば、子どもの悩みごと相談では、弁護士が学校へ出向き、いじめ予防や法教育について1時間の授業を行っています。ほとんどの学校で導入されていると思いますが、授業を通じて相談の電話窓口を案内するほか、最近はLINE相談も導入して、子どもから悩みを聞く活動をしています。

また、シェルターや自立支援ホームに入居した子どもの付添人としても活動しています。シェルターに入居した子どもには、必ず1人の弁護士が担当に付く制

度になっており、子どもと保護者との関係の仲介に入ったり、施設職員には話せないことを聞き取ったりしています。さらに、児童相談所の一時保護所の第三者委員として、週に1回一時保護所を訪問し、入所している子どもたちから話を聞いてアドバイスをしたり、少年事件の際に子どもたちの付添人として話を聞いたりする活動も行っています。

電話やLINEでの悩みごと相談では、弁護士としてその場で答えられることにはかなり限りがあります。学校や家庭でのちょっとした悩みや不安など、色々な相談がありますが、聞くことしかできないケースが大半で、もどかしく思うことが非常に多いです。稀に、余程の酷いじめや弁護士の介入が必要な案件もありますが、通常は、プライバシーの問題から保護者に連絡することもできません。ちょっとした悩みに対して「こうすれば解決できるのに」と思っても、弁護士として動けない事例が多いため、最初の相談窓口にも多様なメンバーが揃い、他機関とも連携して動けるような体制ができると、より有意義な相談になるのではないかと思います。

そのため、各団体で色々な相談窓口を設けられていると思いますが、例えば、市の相談に専門職が入ったり、医師や教員等に入っていたりした上で、プライバシーにも配慮しつつ、相談に来た子どもに対して何らかの解決ができるような体制があると良いと思います。

井上委員：弁護士の方にアプローチしてくる子どもは、どのように相談、連絡をしてくるのでしょうか。また、弁護士としてのアプローチが難しいことについて、それは法的なアプローチなのか、それとも感情面の対処なのか、具体的な内容を教えていただきたいです。

駒津委員：相談については、「こんな相談をしたい」「親から虐待を受けている」といった子どもからの電話が事務所に直接かかってくるのが稀にあります。ただし通常はそうではなく、弁護士会の活動で学校に出張授業を行った際に、電話窓口を周知するカードを子どもたちに配っているため、そこにかかってきた電話に弁護士が対応しています。

対応の難しさについては、電話相談の場合、弁護士が介入する程度でなければ「こういう人にも相談してみたらどうか」といったアドバイスをしますが、子ども自身では動けなかったり、また、弁護士が介入すべきと思っても、本人が「誰にも言わないでほしい」と希望した場合には、それ以上動くことができなかった

りするため、そういったところにもどかしさを感じています。

蓮池委員：法律の授業は、町田市内のすべての小中学校で、毎年行われているのでしょうか。

駒津委員：弁護士の出張授業は、各学校からの要請を受けて実施していますが、町田市内のかなりの数の学校で実施しているという認識はあります。

指導室長：弁護士の出張授業はすべての小中学校で行われているわけではありませんが、行っている学校では、模擬裁判を実際にやってみたり、人権について話をしてもらったりしています。また、子どもの人権ということについては、各学校では、人権教育の年間計画を立てており、その計画に基づいてすべての学校が取り組んでいます。学校によって異なりますが、各教科や道徳の授業、行事を含めた特別活動などの中で、人権教育を進めているところです。

旭岡委員：学校では、スクールカウンセラーなどが相談対応を行っていますが、自分からどんどん話したいという子どももいれば、全く話さない子どもや、自分から相談しに行けない子どももいます。そのため、決まりとして、5分や10分でも全員と話す機会をつくと良いと思います。困っていることがない場合は「何もない」と言ってもらえば済みますが、こういった機会ですぐと話が出てくることもあります。

また、実際に使われない相談窓口もあるかもしれませんが、窓口の案内をすれば相談が来ることがよくあります。常にアクセスできる相談の機会をなるべく多く、色々なところに用意することが大事だと思います。

畠中委員：学校では、「困ったときには誰でも良いから相談しようね」といった声かけをしたり、SOSを出せる子どもになってもらうために授業で取り組んだりしています。また、学校生活に関することやいじめに関するアンケートを実施し、子どもの異変をいち早くキャッチして対応しているほか、困ったときの相談先について、子どもにも保護者にも資料を配布して周知しています。

子どもが一番信頼して、最初に相談する先は保護者だと思うので、まず保護者の立場として子どもにアドバイスをして、その後に学校に相談を持ってこられて一緒に考えていく、といった流れで取り組んでいます。

鈴木会長：最初に相談できる人が保護者であれば良いと思いますが、様々な背景の子どもがおり、保護者から虐待を受けているような場合は保護者に話せないからこそ弁護士に相談が来るといったこともあります。しかし、寄り添って聞いてくれる人がいるだけでも、その子どもにとって少しは良い方向に進む可能性が見えてくると思います。

下尾委員：学校や家庭といった決まった枠の中ではなく、地域という外の大人や、知らない大人の存在はとても重要だと思います。弁護士や医師など、誰でも良いと思いますが、何らか連携する組織のようなものがあり、「色々な大人がいて、話を聞いてくれるかもしれない」ということが子どもたちに伝わると良いと思います。

また、私の専門は特別支援ですが、言葉を話さない子どもでも、行動には意思がしっかりと表れている、ということを学生たちに伝えています。特に、問題行動と捉えられてしまうようなことであっても、それは「嫌だ」という本人の意思表示であるため、抑え込むのではなく、言葉として聞くことが大切です。また、周囲から見ると非常に利口な子どもであっても、実際は遠慮していたり、大人に付度していたりする場合があります。それは障がいの有無にかかわらず、子どもが小さいときから身に付けていくものだと思いますが、そういった子どもの声にも耳を傾けてほしいと思います。

鈴木会長：子どもからの相談について、例えば、町田市の中でも相談事業は様々なところで実施されていると思いますが、別の機関につなげていくことになった場合はどのように連携を取っているのでしょうか。

子ども生活部長：ケースの中身によって、連携先や方法は大きく異なります。学校に関することであれば教育委員会や学校が対応し、家庭に関することであれば、子ども家庭支援課で実施している「まこちゃんダイヤル」などで子どもの声を聞く場面があります。これらを通じて、何らかの形で市として対応しているところです。子どもセンターなどでも子どもの声はかなり多く出てきており、その中で重大なものがあれば、子ども家庭支援課や児童相談所につなぐ場面もあります。内容によって場面は違いますが、それぞれに対応する機関につなげていることをご承知おきいただきたいと思います。

菅野副会長：様々な立場の方のご意見を伺った中で、「誰でも良いから相談しよう」ということが重要であると感じました。保護者や学校の先生に話せないことがあっても、電話相談などで誰かが自分の声を聞いてくれるという状況が大事だと思います。そうしたことを皆が分かっていると、先ほどのご意見であったように、中高生の本音を保護者が直接聞けなくても、他の相談先で話を聞いてもらえるという安心感があるため、皆で子どもの安心を守る体制ができると良いと思います。

子どもにとっては、普段は自分の挑戦を見守っていてほしいけれども、いざというときに頼りになる人がどれだけいるか、ということが重要であり、こうした頼れるところをつくっていくことが大事だと思います。町田市は子どもセンター、子どもクラブなどの児童館が充実し、学童保育クラブの先生もいるため、普段子どもたちと接している人たちの声も、今後、聴いていってもらえると良いと思いました。

鈴木会長：子どもたちにとって、学校と家庭だけの世界になってしまうと、何かつまずいたときに逃げ場を失ってしまいます。そのときに地域の存在があり、例えば、町田市内では子ども食堂なども盛んに運営されていますが、そういった何気なく行ける場所にアクセスできるような環境を市の中でつくっていくことが大切だと改めて感じました。

また、大人の立場として、子どもの声を受け止める力が重要であり、我々自身も育っていかなければならないと思います。例えば、大学の教員として学生一人ひとりと面談するときにも、話してくれる学生とそうでない学生がいるため、やはり大人側が聴く姿勢を持ち、気持ちに寄り添って受け止める、といった大人たちの在り方も学んでいかなければならないと感じました。

市の方でも、このような意見を今後の施策等に活かしていただけますと大変嬉しく思います。

8 報告

鈴木会長：続きまして、報告に移ります。今回は7件の報告がありますが、質疑は全ての報告が終わった後に時間をとりますので、よろしく願いいたします。

[報告事項(1)～(7)の説明]

矢口委員：資料4について、町田市のモデル事業である「未就園児預かり推進事業」は、国の「こども誰でも通園制度」の試行的事業と東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を組み合わせたものだと思います。これについて、実施園数が11園に決まったとのことですが、2026年度に国の「こども誰でも通園制度」が本格実施になった際は、これとは別に全ての園が事業を実施できるということでしょうか。

また、これに関わる意見ですが、東京都では、2025年9月からの第一子保育料無償化と合わせて「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の第一子からの利用料無償化も検討していることを、2024年12月に都知事が発言されています。現段階では議決されておらず未確定ですが、特に、子どもが2人や3人、それ以上の多子世帯であれば利用金額も上がってしまうため、そういった点も考えていただきたいです。

保育・幼稚園課長：実施園数については、地域の利用者の需要の状況を見ながら定めていくこととしています。また、一時預かりなどの類似事業の利用状況を踏まえて、見直し、拡充を検討していく考えです。そのため、2025年度のモデル事業については、2024年度の事業の実施状況を基に市内全域に拡大し、11園での実施と決定したところです。2026年度はモデル事業ではなく、「こども誰でも通園制度」の本格実施に切り替わりますので、実施園数は、モデル事業実施園11園を基本として、今年度の実施状況を見ながら拡充を検討していくこととしております。

旭岡委員：資料5について、児童相談所と子ども家庭支援課の連携は、とても心強く思っています。個別のケースの相談でよくお電話をさせていただき、地区担当の方に対応いただいています。今後は、新規案件は市庁舎、継続案件は移転先事務所に連絡することになるのでしょうか。

子ども家庭支援課長：相談担当は地区ごとに分かれており、これらの職員は新しい事務所に移るため、今後は移転先事務所へご連絡をお願いいたします。また、今後ケースワークになっていくことが想定される案件の場合も、移転先事務所にご連絡をお願いいたします。

村野委員：東京都町田児童相談所の開所式が5月27日（火）に開催されるとのことですが、別日に見学会や説明会などは予定されていますでしょうか。

子ども総務課長：基本的にここは事務所となるため、東京都からは、改めて説明会等を開催する予定はないと聞いています。ただ、施設に立ち寄っていただくことは差し支えないため、ご興味があれば見ていただくことは可能です。

杉浦委員：資料6、7について、現状では「町田市子どもにやさしいまち条例」を知っている小・中学生の割合はかなり少ないように思います。この条例の存在を、町田の子どもたちにどの程度浸透させていく狙いなのでしょう。子どもたちに条例のことをもっと理解してもらいたいのであれば、さらにキャンペーンを展開していく必要があると思います。

中学校校長会としても、できることはたくさんあると思うので、協力していきたいと考えています。

子ども総務課長：子どもセンターの周年祭では、昨年度に引き続きブース出展をしていますが、今年4～5月に実施した際は、条例を知ってもらう入口として、PRキャラクターである「カワセミレンジャー」の認知度に関する簡単なアンケートを行いました。結果としては「知っている」「知らない」がそれぞれ半数程度で、今年度の小学1年生に配布したランドセルカバーを受け取られた方の中には、そのカバーに載っている絵として知ってくれているお子さんが比較的多くいらっしゃいました。今回の資料では、実施が確定している活動のみを掲載しており、関係機関と調整中のものを含めるともう少し多くはなりますが、浸透させていくという意味では、まだ活動が足りないと認識しています。小・中学生への普及・啓発は、やはり学校にご協力いただけるとありがたく、認知度の向上にも効果があると考えていますが、授業の中に組み込むのが容易ではないことは承知しており、どのような形で普及・啓発ができるかを、現在検討しているところです。

9 その他

鈴木会長：他に何かございますか。よろしければ、進行を事務局にお返しいたします。

10 閉会

子ども総務課企画総務係長：委員の皆様、ありがとうございました。以上で本日の会議は終了となります。次回の会議は7月24日（木）となります。

以上をもちまして、2025年度 第1回 町田市子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。